

令和7年度 那賀町立木頭中学校 運動部活動活動方針

学 校 教 育 目 標

ふるさとを愛し、次世代を心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成

運 動 部 活 動 の 活 動 方 針

- 1 望ましい心身の発達を図り、体力の向上と健康の保持増進をめざす。(体)
生徒が積極的に部活動に取り組むことを通して、体力の向上と健康の保持増進をめざすとともに、目標に向かって粘り強く取り組む姿勢や生涯にわたってスポーツに親しむ基盤を養う。
- 2 個性を伸ばし、よりよい社会性と豊かな人間性の育成をめざす。(徳)
生徒が仲間と協力して部活動に取り組むことを通して、まわりへの感謝や思いやりの心を養うとともに、あいさつやマナーといった基本的な行動様式や規律などの社会性を養う。
- 3 確かな学力の育成をめざす。(知)
生徒が自主的に部活動の運営に取り組むことを通して、個々の課題をよりよく解決する思考力や判断力、集中力を養うとともに、その力を学力向上にもいかす態度を養う。

主 に 「 運 営 」 に 関 す る こ と

- 1 <設置している運動部>
① 卓球部 ② 剣道部
- 2 <指導体制>
(1) 部活動には各部に複数の顧問を配置する。
① 卓球部 (○○、○○)
② 剣道部 (○○、○○) 部活動指導員 (○○)
(2) 活動中は必ず顧問がついて指導を行い、職員会や出張等で顧問等がつかない場合は部活動を休みとする。
- 3 <保護者、地域との連携>
(1) 那賀町からの補助金については、年度当初に事業計画案と予算案を立て、年度末に那賀町教育委員会へ報告を行う。
(2) 体育後援会費は協力金制で集金し、年度当初に事業計画案と予算案を立て、年度末に監査を行い、PTA総会において報告を行う。
(3) 各部活動の保護者会は、必要に応じて開催する。

主に「活動」に関すること

1 <活動計画>

顧問は、毎月の部活動練習計画を作成する。

2 <活動日、休養日>

- (1) 休養日は、1週間のうち平日1日（木曜日）、週末1日（日曜日）を原則とする。
- (2) 長期休業中は、連続3日以上休養日を設ける。

3 <活動時間>

- (1) 平日の練習は、放課後の2時間程度を原則とする。
- (2) 休日や長期休業中の練習は、午前8時～10時の2時間程度を目安とする。
- (3) 早朝練習は原則実施しない。

4 <安全対策、事故防止>

- (1) 顧問は、部活動中は集中して練習するよう指導し、事故や怪我の予防に努める。
- (2) 顧問は、定期的に設備、用具等の点検を行い、事故や怪我の防止に努める。
- (3) 顧問が不在の場合は、練習を実施しない。
- (4) 気象警報発令時は、練習を実施しない。

5 <校外での大会や練習>

- (1) 顧問は、事前に校外行事实施計画書を作成し、管理職に提出する。
- (2) 会場への移動は、保護者の送迎をお願いする。できない場合にはスクールバスを利用する。
- (3) 中体連主催の主要大会（総合体育大会、新人大会など）以外の各種大会への出場機会の見直しを図る。